

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

告 示

鳥取県告示第千十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十七年八月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十七年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

目 次

◇ 告 示

- 飼料の試験の結果の概要
- 土地改良区の役員の就退任（二件）
- 土地改良区の役員の退任
- 土地改良事業計画の適否の決定（四件）
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 旧慣使用林野整備計画の認可
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（五件）
- 都市計画事業の認可

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要																
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性塩基性窒素	水溶性窒素	ペプトン消化率	D	C	P	T	D	N	M	E
近畿くみあい飼料株式会社本社工場 神戸市	東伯郡大栄町大字 由良宿1638 大栄町農業協同組合	くみあい配合飼料 モーレック	57.8	21.8	4.0	3.5	5.9	0.99	0.60											

山陰くみあい飼料株式会社 境港市	倉吉市広栄町981	くみあい標準配合飼料 スーパーベグBペレット	57.8	16.9	3.2	2.8	4.5	0.66	0.59													
		くみあい標準配合飼料 スーパーベグAペレット	57.8	19.0	3.8	2.6	5.5	1.06	0.69													
日本農産工業株式会社 本牧工場 神戸市	鳥取ノーサン飼料株式会社倉吉支店	くみあい配合飼料 種豚用ハイラー1号	57.8	15.5	2.5	4.6	5.4	0.72	0.58													
		⑨ノーサン印肉用牛肥育 用配合飼料 にくろしぼ	57.8	14.2	2.6	4.3	4.9	0.71	0.44													
		⑩ノーサン印子豚育成用 配合飼料	57.8	16.1	3.2	3.8	4.9	0.81	0.67													
		⑪ノーサン印トベレット 配合飼料	57.8	15.4	2.6	6.0	6.4	1.15	0.62													
		⑫ノーサン印若肉用牛育 成用配合飼料	57.8	15.4	2.6	6.0	6.4	1.15	0.62													
		⑬ノーサン印Aペレット モリビー	57.8	15.4	2.6	6.0	6.4	1.15	0.62													
		⑭ノーサン印子豚人工乳 後期用配合飼料	57.7	21.3	4.3	2.7	5.6	0.93	0.82													
		⑮ノーサン印子豚人工乳 前期用配合飼料	57.8	18.1	2.6	3.4	4.7	0.72	0.51													
		協同飼料株式会社 神戸工場 神戸市	倉吉市小鴨538-1 有限会社桑田商店	協同印種豚用 山陰種豚	57.8	14.3	3.4	3.9	5.4	0.92	0.70											
				協同印大雑用	57.8	14.7	3.2	4.2	7.1	1.57	0.65											
トリプトファン入り ハイマラ・8-1	57.8			19.4	6.1	3.3	6.1	1.05	0.93													
ハイコロ30	57.8			16.7	3.4	3.1	4.8	0.79	0.66													

注 1 飼料の名称の欄中「⑨」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。

鳥取県告示第千二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり湖東大浜土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事	上根 帛藏	鳥取市賀露町九一七
"	奥田 稔	八四六
"	三崎 幸重	一三五〇
"	敦賀 弘	一三九九
"	影井 光雄	湖山町南一丁目二三五
"	山根 隆男	湖山町北三丁目四〇二
"	星見幸太郎	湖山町北一丁目六七二
"	船越作二郎	湖山町西一丁目二一一
"	大井 久夫	湖山町西二丁目三二八
"	竹本 重美	伏野七〇一一
"	竹本 辰男	一一一七
"	田中 峰雄	三津二三五
監事	石黒堅太郎	鳥取市賀露町一〇六二
"	中瀬 正道	湖山町南一丁目一六九

昭和五十七年九月一日退任

中谷 実義 " 三津三六〇

昭和五十七年九月二十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	上根 帛藏	鳥取市賀露町九一七
"	奥田 稔	八四六
"	深沢 幸雄	二二八七
"	敦賀 弘	一〇六二
"	影井 光雄	湖山町南一丁目二三五
"	村山 敏雄	湖山町北二丁目二六五
"	星見幸太郎	六七二
"	船越作二郎	湖山町西一丁目二一一
"	星見 昭蔵	湖山町西二丁目二四七
"	竹本 重美	伏野七〇一一
"	竹本 辰男	一一一七
"	田中 峰雄	三津二三五
監事	石黒堅太郎	賀露町一〇六二
"	影井 光秋	湖山町南一丁目一五二
"	山本 晃敏	伏野一一七二
	昭和五十七年九月二十二日就任	任期四年

鳥取県告示第千二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり瑞穂地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 坂本 実治 気高郡気高町大字下坂本二七七―二

家高 勝彦 四一五

木下 博嘉 五八一

猫山 道和 六四二

田中 寿信 大字日光六四五

居川 義雄 大字下光元三二六一―

松本 芳弘 大字常松三一四

奥田 義昭 二六八

吉田 義夫 大字富吉八五

吉田 廉 二一六

岡本 武志 二二二

監事 富山 高雄 大字下坂本一六六

山崎 俊宏 大字常松一九六

阪田 泰蔵 大字富吉八二―三

昭和五十七年八月十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 坂本 実治 気高郡気高町大字下坂本二七七―二

家高 勝彦	四一五
木下 博嘉	五八一
猫山 道和	六四二
田中 寿信	大字日光六四五
居川 義雄	大字下光元三二六一―
松本 芳弘	大字常松三一四
奥田 義昭	二六八
吉田 義夫	大字富吉八五
吉田 廉	二一六
岡本 武志	二二二
富山 高雄	大字下坂本一六六
山崎 俊宏	大字常松一九六
阪田 泰蔵	大字富吉八二―三

昭和五十七年八月十一日就任 任期四年

鳥取県告示第千二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大井手土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の名及び住所

理事 有田喜美雄 鳥取市上味野二八一

昭和五十七年八月二十二日退任

鳥取県告示第千二十三号

昭和五十七年八月四日付けで日野町から申請のあつた土地改良（下榎（下黒坂）地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十四号

昭和五十七年八月四日付けで日野町から申請のあつた土地改良（下榎（かじや原）地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十五号

昭和五十七年八月九日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（山中尻地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十六号

昭和五十七年八月二十一日付けで三朝町から申請のあった土地改良（余戸地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大鴨土地改良区の定款の変更を昭和五十七年十月八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十八号

江府町長から申請のあった宮ノ前地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法

律第二百二十六号) 第二十二條第一項の規定に基づき、昭和五十七年十月十二日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十七年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十七年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十七年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十七年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十七年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画公園事業 第二・二・一〇号下田中公園

三 事業施行期間

四 事業地

昭和五十七年十月十五日から昭和五十八年三月三十一日まで
収用の部分 倉吉市字北田地内
使用の部分 なし

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県 【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】